

# 富山市市道路線認定基準

## (目的)

第1条 この基準は、道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の認定に際し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (基本要件)

第2条 市道として認定する道路は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、次条から第5条に定める要件を備えるものでなければならない。

- (1) 公共施設（学校、病院、図書館、公民館、広場、公園等、公の機関が管理するもの）に一次アクセスする道路
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項第1号に規定する都市計画道路
- (3) 道路法第3条第2号及び第3号に規定する一般国道及び県道で、協議により本市の管理に属することとなった道路
- (4) 他の公共事業等に関連して新たに必要性が認められる道路
- (5) 富山市地域防災計画に位置付けられた施設（主要医療機関、避難所、災害時要援護者関連施設）に一次アクセスする道路
- (6) 多くの市民が頻繁に利用し、便益を享受する道路として、次のイからニまでの全てを満たす道路
  - イ 道路法第3条第2号、第3号及び第4号に規定する一般国道、県道及び市町村道（以下「公道」という。）の道路網を形成する道路で、その区間において住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんしており、沿線の建築物の敷地の間口総延長が当該道路の延べ延長の50%以上を占めること
  - ロ 専ら特定の沿道土地所有者のみが使用する道路ではないこと
  - ハ 専ら非自己用の、住宅や事業の用に供する施設のための道路でないこと
  - ニ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する位置指定道路でないこと
- (7) 富山市都市マスタープランに位置付けられた公共交通軸のうち、すべての鉄軌道と運行頻度が高いバス路線（以下「主要な公共交通軸」という）の鉄道駅、電停またはバス停に一次アクセスする道路
- (8) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（以下「用途地域」という。）内及び主要な公共交通軸の鉄道駅及び電停から500m、バス停から300mの範囲内において、新たな道路網を形成する道路
- (9) 次のイからホまでのいずれかに該当する都市計画法第4条第13項に規定する開発区域（以下「開発区域」という。）内の道路で、同条(6)ロ及びハを満たす道路
  - イ 用途地域内で1,000m<sup>2</sup>以上のもの
  - ロ 良好な居住環境の形成等を目的とした同法第12条の4第1項1号に規定する地区計画が定められた区域（以下「地区計画区域」という。）内で1,000m<sup>2</sup>以上のもの

- ハ 主要な公共交通軸の鉄道駅及び電停から 500m、バス停から 300mの範囲内で 1,000m<sup>2</sup>以上のもの
  - ニ 同法第 7 条に規定する区域区分が定められていない、同法第 5 条に規定する都市計画区域（以下「都市計画区域」という。）内の用途地域外における 3,000m<sup>2</sup>以上のもの
  - ホ 都市計画区域外における 10,000m<sup>2</sup>以上のもの
- (10) 市道の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき現道と同等以上の機能を有した道路として整備された道路

(構造等要件)

第 3 条 市道の認定に係る道路の構造等の要件は、次のとおりとする。ただし、認定後、新設整備、又は拡幅改良を伴うもの、第 2 条第 3 号及び 10 号に該当するものはこの限りではない。

- (1) 公道と公道、若しくは公道と公共施設、または公道と市道と同等の構造を有する通行に支障がない他の道路を結ぶこと。ただし、第 7 号に該当する場合は一端が公道に接続していること。
  - (2) 幅員は有効幅員で 6m 以上とする。ただし、地形及び周辺の状態によりやむを得ないと認められる場合は有効幅員で 5m 以上とすることができる。自転車歩行者専用道路については 4m 以上、自転車専用道路については 3m 以上、歩行者専用道路については 2m 以上とする。
  - (3) 隅切り長は、別表 1 の長さ以上確保されており、隅切りにより切り取る部分は、二等辺三角形に近い形状とすること。
  - (4) 縦断勾配は 6% 以下であること。ただし、地形等によりやむを得ないと認められる場合は、7.5% 以下とすることができる。
  - (5) 道路の両端に側溝等が設置されており、その構造は維持管理上及び車両の通行上、支障がなく、必要な排水能力を有し、流末が適切に処理されていること。
  - (6) 舗装は、設計交通量区分が L 交通（旧アスファルト舗装要綱）の舗装構成以上で、管理上必要と認める舗装構成を有し、良好であること。
  - (7) 道路形態は袋路状で無いこと。ただし、次のイからニまでに該当する道路で、6m 以上の有効幅員があり、別図 1 を満足する転回広場が設置され、管理上、及び防災安全上支障がないと認められる場合はその限りではない。
    - イ 用途地域内の道路
    - ロ 地区計画区域内の道路
    - ハ 主要な公共交通軸の鉄道駅及び電停から 500m、バス停から 300mの範囲内の道路
    - ニ 前条第 9 号のニ及びホに該当する道路
- (8) 道路構造物に損傷等がなく、良好であること。
- 2 開発区域内の道路は、富山市宅地開発に関する指導要綱に規定する構造を満たしていること。
  - 3 その他、道路管理上必要な構造を備えていること。

(道路用地の要件)

第4条 道路用地は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 市道の認定に係る現道部分の道路用地については、すべて市へ寄付されるものであること。
- (2) 前号の寄付される道路用地に係る敷地境界は確定しており、相続、名義人表示変更及び抵当権の抹消など必要な手続きについて、寄付申出者により寄付前に措置されており、市への所有権移転登記が直ちに行えるものであること。
- (3) 道路用地内に占用物件がないこと。ただし、水道、下水、ガス管など生活に必要な施設についてはこの限りではない。
- (4) 前号ただし書きに規定する占用物件は、道路法第32条に規定する道路占用許可を得られる構造であること。また、市道認定に伴い、占用物件の管理者によって、直ちに道路占用許可の手続きを行なうことができるものであること。

(改良を伴う道路の要件)

第5条 新設整備、又は拡幅等の改良が必要な道路を市道認定する要件は、その道路が第2条の要件を満たし、かつ、市道認定の翌年度から直ちに事業着手できる道路であること。

附 則

- 1 この基準は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 富山市道認定要領（平成17年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この基準は、平成29年10月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条第 1 項第 3 号関係)

道路区分及び道路幅員		主要幹線道路	幹線道路	主要区画道路	一般区画道路
		20m 以上	18m~12m	9m	6m~4m
主要幹線道路	20m 以上	12.0	数字は隅切り長を示す。 (注) 上段：交差角 90 度 前後 中段： " 60 度 以下 下段： " 120 度 以上		
		15.0			
		8.0			
幹線道路	18m	10.0	10.0		
	∩	12.0	12.0		
	12m	8.0	8.0		
主要区画道路	9m	5.0	5.0	5.0	
		6.0	6.0	6.0	
		4.0	4.0	4.0	
一般区画道路	6m	3.0	3.0	3.0	3.0
	∩	4.0	4.0	4.0	4.0
	4m	2.0	2.0	2.0	2.0

別図 1 (第 3 条第 1 項第 7 号関係)

